

# 子ども手当制度が創設されました

これまで、小学校修了前の子どもを対象に、子ども一人当たり月額5000円（3歳未満児と第3子以降の子どもは1万円）の児童手当を支給してきましたが、次世代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、新たに「子ども手当制度」が創設されました。平成22年度は、中学校修了前の子ども一人につき、月額1万3000円が支給されます。



※出生や転入によって新たに支給資格が発生した場合や、支給対象児童が増えた場合については、この特例は適用されませんのでご注意ください。この場合の支給開始は、請求日の翌月分からとなります。

## 手続きに必要なもの

受給者となる方の次のものが必要です。

- 健康保険被保険者証または年金加入証明書（国民年金以外の方）
- 振込先口座が分かるもの
- 印鑑（スタンプ印不可）

が児童手当、4月・5月分が子ども手当となります。

る保護者の方

※平成22年3月末日現在、児童手当を受給していない方は「認定請求」、受給している方は「額改定認定請求」の手続きが必要です。

## ■手続きが不要な方

平成22年3月末日現在、児童手当を受給していて、平成22年4月1日において中学1年生以下の子どもだけがいる保護者の方は、新たに手続きを行う必要はありません。

## 問合せ先

- 市庁舎別館女性児童福祉課 子育て支援係  
TEL 0897-52-1337
- 各総合支所市民福祉課 福祉係（東予）  
市民福祉係（丹原・小松）

## 支給対象者

中学校修了前の子どもを養育している保護者に支給されます。

※「中学校修了前の子ども」とは、15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子どもをいいます。

## 受給手続き

### ■手続きが必要な方

子ども手当の支給要件に該当する保護者で、次に該当する方は、市役所または各総合支所窓口で、認定請求等の手続きが必要です。公務員の方は、勤務先で手続きを行ってください。

○これまで、所得制限等によって児童手当を受給していない保護者の方

※児童手当現況届未提出により手当の支給が一時差止となっている方を含みます。

○平成22年4月1日現在、中学2・3年生の子どもがい

## 支給額

中学校修了前の子ども一人につき、月額1万3000円

## 支給時期

6月、10月、2月に支給月前4カ月分を支給します。

ただし、平成22年6月支給分については、2月・3月分

## 手続き期間の特例

平成22年9月30日までに受け付けた認定請求等に限り、特例的に、4月分または支給要件に該当した月の翌月分にかかのぼって支給されます。



## 「児童手当」と「子ども手当」は何が違うの？

項目	児童手当（平成22年3月まで）	子ども手当（平成22年4月以降）
支給対象児童	小学校修了前の児童	中学校修了前の児童
支給要件	所得制限あり	所得制限なし
支給額	（0～3歳未満） 一律 月額 10,000円 （3歳以上） 第1・2子 月額 5,000円 第3子以降 月額 10,000円	子ども1人につき 月額13,000円（平成22年度）
手当の寄附制度	なし	あり

■子ども手当は市へ寄附できません  
子ども手当制度では、手当を市へ寄附することができます。寄附を受けた手当は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために使われます。

※平成23年度における子ども手当の支給については、国の平成23年度予算編成過程において改めて検討し、その結果に基づき必要な措置を講じることとなっています。